

令和5年 第1回

かつらぎ町議会定例会（12月会議）

議 案

令和5年12月1日提出

令和5年第1回かつらぎ町議会定例会（1・2月会議）付議事件

報告第 12 号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて	1
議案第 112 号 かつらぎ町教育委員会委員の任命について	3
議案第 113 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	4
議案第 114 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて	5
議案第 115 号 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第 116 号 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第 117 号 町道の認定について	13
議案第 118 号 町道の認定について	14
議案第 119 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について	15
議案第 120 号 令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）	16
議案第 121 号 令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	42
議案第 122 号 令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	51
議案第 123 号 令和5年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	56

報告第 12 号

損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

事故に伴う損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、別紙写しのとおり専決処分したから、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年12月1日報告

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

(写)

## 専 決 処 分 書

下記事故にかかる損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについては、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びかつらぎ町長の  
専決事項の指定について（平成25年3月28日議決）第11項の規定により、  
専決処分に付する。

令和5年11月13日

かつらぎ町長 中阪雅則

記

### 1 和解及び損害賠償の相手方



### 2 和解の趣旨

町は、損害賠償金40,900円を支払うものとすること。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和5年10月17日

#### (2) 事故の発生場所

和歌山市西布経丁地内（国道26号宇治交差点）

#### (3) 事故の状況

令和5年10月17日午後4時15分頃、国道26号宇治交差点において、公用車が南から東方向へ右折する際、対向車線を北から南へ直進中の相手方運転のオートバイに接触したため、両車両ともブレーキをかけ、接触を回避した。しかし、回避行動をとった際、相手方が転倒し、負傷及びオートバイの一部が破損した。警察の検分の結果、当該事故は非接触事故（驚愕事故）と認定された。

議案第 112 号

かつらぎ町教育委員会委員の任命について

下記の者を、かつらぎ町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 小川 淳子

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和5年12月21日、草田蒼太委員任期満了のため。

議案第 113 号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 佐藤眞由美

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和6年6月30日、佐藤眞由美委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第114号

人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて

下記の者を、人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 西中久美子

生年月日 [REDACTED]

提案理由

令和6年6月30日、津守優子委員の任期満了に伴う委員候補者の推薦。

議案第 115 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪 雅則

記

1 かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案文別記）

2 提案理由

地方税法の改正に伴い、改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かつらぎ町国民健康保険税条例（平成9年かつらぎ町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納稅義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納稅義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3を第24条の4とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにできる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第14項中「第24条の3第1項」を「第24条の4第1項」に改める。

附則第15項中「第24条の3第2項」を「第24条の4第2項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかつらぎ町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 116 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次の理由により、別案のとおり改正するものとする。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

1 かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（案文別記）

2 提案理由

天野簡易水道事業の給水区域拡張及び山崎飲料水供給施設の町への移管に伴い、改正いたしたい。

かつらぎ町告示第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月 日

かつらぎ町長

令和5年かつらぎ町条例第 号

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
の一部を改正する条例

かつらぎ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成10年かつらぎ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

天野簡易水道	上天野、下天野のうち認可区域	350	155
--------	----------------	-----	-----

」を

天野簡易水道	上天野、下天野、星山のうち認可区域	330	145
--------	-------------------	-----	-----

」に、

星山飲料水供給施設	星山のうち給水可能な区域	22	7
-----------	--------------	----	---

」を

山崎飲料水供給施設	山崎のうち給水可能な区域	96	29
-----------	--------------	----	----

」に

改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(かつらぎ町水道事業給水条例の一部改正)
- 2 かつらぎ町水道事業給水条例（平成10年かつらぎ町条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第40条第1項の表中「星山飲料水供給施設」を「山崎飲料水供給施設」に改める。

議案第 117 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
29	三谷妙寺線	かつらぎ町大字三谷 1502番3地先	かつらぎ町大字妙寺 499番6地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 118 号

町道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を下記のとおり認定したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

記

路線番号	路 線 名	起 点	終 点
1111	丁ノ町111号線	かつらぎ町大字丁ノ町 2226番5地先	かつらぎ町大字丁ノ町 2226番4地先

提案理由

町道として認定いたしたい。

議案第 119 号

和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県  
市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6  
年3月31日をもって和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退  
させることについて、和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）  
を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

和歌山県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改  
正する。

別表第1並びに別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項及び第3条第1項  
第2号に掲げる事務の項中「、上大中清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 120 号

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度かつらぎ町一般会計補正予算（第10号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ471,123千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,909,685千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

提案理由

障害児通所支援費、令和5年台風第2号の影響による豪雨に伴う災害対策経費の確定等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第10号)

第1表  
(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		10,210	1,809	12,019
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	1,809	1,809
13 分担金及び負担金		14,696	5,606	20,302
	1 分担金	6,150	5,156	11,306
	2 負担金	8,546	450	8,996
15 国庫支出金		1,250,785	190,400	1,441,185
	1 国庫負担金	703,988	185,986	889,974
	2 国庫補助金	522,860	4,414	527,274
16 県支出金		690,453	121,608	812,061
	1 県負担金	390,197	7,700	397,897
	2 県補助金	284,895	113,908	398,803
19 繰入金		723,422	9,201	732,623
	1 特別会計繰入金	63,334	12,201	75,535
	2 基金繰入金	660,088	△3,000	657,088
21 譲受入		154,372	9,799	164,171
	5 雜入	141,433	9,799	151,232

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 町債		727,300	132,700	860,000
	1 町債	727,300	132,700	860,000
補正されなかつた款項にかかる分		7,867,324		7,867,324
歳入	合計	11,438,562	471,123	11,909,685

(歳出) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,505,970	11,807	1,517,777
	1 総務管理費	1,266,438	8,012	1,274,450
	3 戸籍住民基本台帳費	69,103	3,795	72,898
3 民生費		3,054,288	32,349	3,086,637
	1 社会福祉費	2,079,763	30,463	2,110,226
	2 児童福祉費	949,595	1,886	951,481
4 衛生費		1,054,116	9,797	1,063,913
	2 清掃費	424,032	9,797	433,829
6 農林水産業費		432,704	3,365	436,069
	1 農業費	344,084	3,365	347,449

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		283,362	△4,171	279,191
	1 商工費	243,748	△4,171	239,577
8 土木費		906,509	8,250	914,759
	3 河川費	22,779	8,250	31,029
10 教育費		904,655	135	904,790
	6 保健体育費	52,821	135	52,956
11 災害復旧費		664,990	409,597	1,074,587
	1 農林業施設災害復旧費	232,350	147,097	379,447
	2 公共土木施設災害復旧費	427,200	262,500	689,700
14 予備費		30,095	△6	30,089
	1 予備費	30,095	△6	30,089
補正されなかつた款項にかかる分		2,601,873		2,601,873
歳出合計		11,438,562	471,123	11,909,685

1. 総括表  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第10号)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	10,210	1,809	12,019
13 分担金及び負担金	14,696	5,606	20,302
15 国庫支出金	1,250,785	190,400	1,441,185
16 県支出金	690,453	121,608	812,061
19 繰入金	723,422	9,201	732,623
21 諸収入	154,372	9,799	164,171
22 町債	727,300	132,700	860,000
補正されなかつた款項にかかる分	7,867,324		7,867,324
20 嶽入合計	11,438,562	471,123	11,909,685

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1,505,970	11,807	1,517,777	3,795		1,415	6,597
3 民生費	3,054,288	32,349	3,086,637	22,909		450	8,990
4 衛生費	1,054,116	9,797	1,063,913			8,332	1,465
6 農林水産業費	432,704	3,365	436,069			41	3,324

7 商 工 費	283, 362	△4, 171	279, 191				△4, 171
8 土 木 費	906, 509	8, 250	914, 759			7, 800	450
10 教 育 費	904, 655	135	904, 790	14			121
11 災害復旧費	664, 990	409, 597	1, 074, 587	285, 290	124, 500	5, 156	△5, 349
14 予 備 費	30, 095	△6	30, 089				△6
補正されなかつた款項にかかる分	2, 601, 873		2, 601, 873				
歳 出 合 計	11, 438, 562	471, 123	11, 909, 685	312, 008	132, 300	15, 394	11, 421

### 1. 歲入

金例交付方特例

正第110号

## 分担金及び負担金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円		千円	千円
2 負担金	8,546	450	8,996				
1 民生費負担金	8,461	450	8,911				
				2 着用医療費負担金			450 1, 217-767
15 国庫支出金	1,250,785	190,400	1,441,185				
1 国庫負担金	703,988	185,986	889,974				
1 民生費国庫負担金	447,707	14,604	462,311				
				1 保険基盤安定制度負担金			102 国民健康保険事業 保険者支援分
							83 22, 310-22, 227
							4 未就学児均等割保険税分 584-580
							15 産前産後保険税分 15-0
				3 総合支援事業費等負担金			4,674 総合支援給付費 障害福祉サービス費 205, 624-200, 950

## 国庫支出金

補正第10号

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
4 災害復旧費国庫負担金	214,107	171,382	385,489		4 障害児通所支援事業費等負担金	千円 9,330 4,8, 800-39, 720 障害児相談給付費 1, 750-1, 500	千円 9,080 250
2 国庫補助金	522,860	4,414	527,274		7 母子保健衛生費国庫負担金	498	養育医療給付事業費国庫負担金 1, 644-1, 146
1 総務費国庫補助金	20,169	3,795	23,964		1 土木施設災害復旧費負担金	171,382	3 85, 489-214, 107
2 民生費国庫補助金	60,609	605	61,214		3 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	3,795	8, 767-4, 972
					9 障害者総合支援事業費補助金	605	605 605-0

## 国庫支出金

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
6 教育費国庫補助金		千円 20,912	千円 14	千円 20,926		千円	
16 県支出金				10 要保護児童生徒援助金	14 小学校要保護児童生徒援助費補助金	14-0	
1 県負担金	690,453	121,608	812,061				
2 民生費県負担金	390,197	7,700	397,897				
	315,344	7,700	323,044				
				1 保険基盤安定制度負担金	449 国民健康保険事業 保険税軽減分 61,824-61,121 42 保険者支援分 11,155-11,113 1 未就学児均等割保険税分 291-290 7 産前産後保険税分 7-0 △304 後期高齢者医療事業 60,036-60,340		
				4 総合支援事業費等負担金	2,337 総合支援給付費県負担金 障害福祉サービス費 102,812-100,475		

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	5 障害児通所支援事業費等負担金	4,665 24,400-19,860 障害児相談給付費 875-750	千円 4,540 125
					7 母子保健衛生費県負担金	249 822-573	
2 県補助金	284,895	113,908	398,803				
9 災害復旧費県補助金	147,518	113,908	261,426				
					1 災害復旧費補助金	113,908 現年農地 69,300-24,000 農業用施設 127,108-58,500	45,300 68,608
19 繰入金	723,422	9,201	732,623				
1 特別会計繰入金	63,334	12,201	75,535				
2 後期高齢者医療事業会計繰入金	20,581	12,184	32,765				

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
		千円	千円	千円	1 後期高齢者医療会計繰入金	12,184	32,765-20,581 千円
3 介護保険事業会計繰入金	25,514	17	25,531				
2 基金繰入金	660,088	△3,000	657,088		1 介護保険事業会計繰入金	17	25,531-25,514 千円
1 基金繰入金	660,088	△3,000	657,088				
					1 財政調整基金繰入金	△3,000	291,000-294,000 千円
21 諸収入	154,372	9,799	164,171				
5 雑入	141,433	9,799	151,232				
1 雜入	141,433	9,799	151,232				
					1 雜入	9,799	橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場直接搬入手数料還付 金 橋本周辺広域市町村圏組合ごみ処理場壳却益精算金 5,567 建物共済保険金 1,415 多面的機能支払交付金事業返還金 20 中山間地域等直接支払交付金事業返還金 32 千円

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
22	町債	727,300	千円	132,700	千円	千円	千円	千円
1	町債	727,300	132,700	860,000				
	4土木債	185,900	8,200	194,100				
					1 土木債	8,200	緊急自然災害防止対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 8,200-0	
7災害復旧債		261,000	124,500	385,500				
					1 損失災害復旧債	132,500	現年 農地 22,800-4,000	18,800
							農業用施設 29,100-4,000	25,100
							公共土木施設 203,400-114,800	88,600
					2 単独災害復旧債	△8,000	現年 公共土木施設 100,400-97,600	2,800
							農業用施設 1,500-12,300	△10,800
	歳入合計	11,438,562			471,123	11,909,685		

出歲2.

費務總

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					特	走	財		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 戸籍住民基本台帳費	69,103	3,795	72,898	3,795				18 負担金、補助及び交付金	250 防犯灯設置事業補助金
1 戸籍住民基本台帳費	69,103	3,795	72,898	3,795					
								12 委託料	3,795 住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料
3 民生費	3,054,288	32,349	3,086,637	22,909				450	8,990
1 社会福祉費	2,079,763	30,463	2,110,226	22,162				8,301	
1 社会福祉総務費	914,953	1,706	916,659	855				851	
								22 償還金、利子及び割引料	13 低所得者介護保険料軽減分負担金返還金
								27 繼出金	1,693 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険基盤安定制度） 1,104 介護保険事業特別会計繰出金（職員給与費等） 550

款項	目	補正額の前額			計	補正額の財源内訳			節	説明
		国庫支出金	地方債	その他の 一般財源		区分		金額		
3 老人福祉費	119,144	△206	118,938			△206				千円 国民健康保険事業特別会計繰出金（未就学 児均等割保険税） 国民健康保険事業特別会計繰出金（産前産 後保険税） 31
8 後期高齢者 医療事業費	385,335	△405	384,930	△304			△101			
12 総合支援費	504,433	10,708	515,141	7,616			3,092		27 繰出金	△405 後期高齢者医療事業特別会計繰出金（保険 基盤安定制度分）
13 障害児通所 支援費	82,983	18,660	101,643	13,995			4,665		12 委託料	1,210 障害者自立支援給付支払等システム改修委 託料
									19 扶助費	9,349 障害福祉サービス費
									22 償還金、利子及び割引 料	149 补助金返還金

## 民生費

補正第10号

款項	目	補正額	前補正額	計	補正額の財源内訳				金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の	一般財源		
2 児童福祉費		949,595	1,886	951,481	747			千円 19扶助費	18,660 千円 障害児通所給付費	18,160 千円 障害児相談支援給付費 500
3 養育医療費		3,233	1,446	4,679	747			千円 450	689	
9 児童福祉施設総務費		36,282	440	36,722				千円 11役務費	249	
								千円 19扶助費	440	1,445 養育医療給付事業費
								千円 3職員手当等	440	
4 衛生費		1,054,116	9,797	1,063,913				千円 8,332	1,465	440 超勤手当
2 清掃費		424,032	9,797	433,829				千円 8,332	1,465	
1 清掃総務費		264,916	8,749	273,665				千円 8,749	18負担金、補助及び交付金	8,749 橋本周辺広域市町村圏組合負担金
2 じん芥處理費		88,132	1,048	89,180				千円 8,332	△7,284	

## 衛生費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
					特定期	定額	財源		
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	農林水産業費	432,704	3,365	436,069				12 委託料	698 災害ごみ処理委託料
1	農業費	344,084	3,365	347,449				13 使用料及び賃借料	350 ヨンボ借上料
4	園芸振興費	13,405	3,324	16,729					
8	中山間地域等直接支払推進事業費	54,304	25	54,329				18 負担金、補助及び交付金	3,324 日本一の果樹産地づくり事業補助金 次世代野菜花き産地パワーアップ事業補助金 2,736
11	多面的機能支払交付金事業費	12,075	16	12,091				22 償還金、利息及び割引料	25 交付金返還金

費業產水林豐

正第十一号

## 商工費

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源 千円	区分 千円	金額 千円	説明
					国県支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円				
8	土木費	906,509	8,250	914,759		7,800		450			
3	河川費	22,779	8,250	31,029		7,800		450			
1	河川費	7,313	8,250	15,563		7,800		450			
10	教育費	904,655	135	904,790	14			121			
2	小学校費	124,151		124,151	14				△14		
3	教育振興費	39,619		39,619	14				△14		
6	保健体育費	52,821	135	52,956					135		
3	体育施設管理費	49,242	135	49,377					135		
									3職員手当等	135	住居手当
11	災害復旧費	664,990	409,597	1,074,587	285,290	124,500	5,156	△5,349			

款項	目	補正の額	前額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
						国県支出金	地方債	その他の		
1 農林業施設 災害復旧費	232,350	147,097	千円	千円	379,447	113,908	33,100	5,156	△5,067	千円
1 現年発生農地補助災害復旧事業費	41,900	62,900	104,800	45,300	18,800	2,660	△3,860			
									10 需用費	1,000 消耗品費
									14 工事請負費	60,000 農地災害復旧工事
									18 負担金、補助及び交付金	1,900 和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金
2 現年発生農業用施設補助災害復旧事業費	89,150	84,197	173,347	68,608	14,300	2,496	△1,207			
									10 需用費	1,470 消耗品費 燃料費 電気料
										600 770 100
									11 役務費	230 電話料 郵送料
									14 工事請負費	80,000 農業用施設災害復旧工事

## 災害復旧費

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源			内訳			説明
					特	国県支出金	地方債	その他の一般財源	区分	金額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	公共土木施設災害復旧事業費	427,200	262,500	689,700	171,382	91,400	△282	18 負担金、補助及び交付金	2,497	和歌山県土地改良事業団体連合会特別賦課金	
1	現年発生公共土木施設災害復旧事業費	359,300	262,500	621,800	171,382	91,400	△282				
								10 需用費	3,000	消耗品費 燃料費	
								14 工事請負費	259,500	道路災害復旧工事 河川災害復旧工事	26,478 233,022
14	予備費	30,095	△6	30,089				△6			
1	予備費	30,095	△6	30,089				△6			
1	予備費	30,095	△6	30,089				△6			
	歳出合計	11,438,562	471,123	11,909,685	312,008	132,300	15,394	11,421			

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還方法
緊急自然災害防止対策事業(急傾斜地崩壊対策事業)					8,200	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。
災害復旧事業	261,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金銀行その他より融通を受ける場合は、融通先の融通条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、低利に借り換えることができる。	385,500	"	"	"

## 給与費明細書

2. 一般職  
(1) 総括

区分	職員数	報酬	給料	与 責		共済費	合計	備考
				職員手当	計			
補正後	人 287	千円 156,886	千円 677,920	千円 465,330	千円 1,300,136	千円 278,275	千円 1,578,411	
補正前	286	156,886	675,838	464,530	1,297,254	278,204	1,575,458	
比較	1		2,082	800	2,882	71	2,953	
職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円 22,432	千円 301,890	千円 20,378	千円 5,760	千円 714	千円 38,084	千円 10,800
		22,432	301,890	20,294	5,544	714	87,644	687
	比較				84	216	440	
		児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員 特別勤務手当		計	
職員手当の内訳		千円 9,625	千円 1,723	千円 2,237	千円 1,000	千円 1,000	千円 465,330	千円 464,530
		9,565	1,723	2,237	1,000			
	比較	60					800	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員を除く)

区分	増減額(千円)	増 減	事由	別 内 訳	備 考
給料	2,082		職員採用等に伴う職員給料増		
職員手当	800		職員採用等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況(会計年度任用職員を除く)

職員1人当たり給与費の状況
区分 1人当たり給与費(千円)
補正後 6,053
補正前 6,071

(一般)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数	給 給 料			職員手当	費 計	共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	手 当					
補正後	人 183	千円 677,920	千円 429,856	千円 1,107,776	千円 246,190	千円 1,353,966			
補正前	182	675,838	429,056	1,104,894	246,119	1,351,013			
比較	1	2,082	800	2,882	71	2,953			
職員手当の内訳	区分 補正後	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当	管理職手当
	補正前	22,432	272,200	15,232	5,760	534	87,626	687	10,800
	比較	22,432	272,200	15,148	5,544	534	87,186	687	10,800
職員手当の内訳	区分 補正後	児童手当	日直手当	休日勤務手当	特別勤務手当	管理職員		440	
	補正前	9,625	1,723	2,237	1,000	千円	千円		計
	比較	9,565	1,723	2,237	1,000				
		60							800

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由	別内訳	備考
給料	2,082	職員採用等に伴う職員給料増		
職員手当	800	職員採用等に伴う職員手当増		

(3) 給料及び職員手当の状況  
職員1人当たり給与費の状況

区分	1人当たり給与費(千円)
補正後	6,053
補正前	6,071

(一般)

イ 会計年度任用職員

区分	職員数	給 給 費				共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	与	職員手当			
補正後	人 104	千円 156,886	千円	千円	千円 35,474	千円 192,360	千円 32,085	千円 224,445
補正前	104	156,886			35,474	192,360	32,085	224,445
比較								
	区分	扶養手当	期末勤勉手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務手当	超勤手当	地域手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後		29,690	5,146			180	458	
補正前		29,690	5,146			180	458	
比較								
	職員手当の内訳	児童手当	日直手当	休日勤務手当	管理職員	特別勤務手当		計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正後								35,474
補正前								35,474
比較								

議案第 121 号

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度かつらぎ町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額にそれぞれ126,599千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,615,377千円とする。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

保険給付費等交付金及び一般被保険者療養給付費の増額等に伴い予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

(第1表  
歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		433,457	△4,786	428,671
	1 国民健康保険税	433,457	△4,786	428,671
3 国庫支出金		80	45	125
	1 国庫補助金	80	45	125
4 県支出金		1,756,870	130,197	1,887,067
	1 県負担金・補助金	1,754,370	130,197	1,884,567
6 繰入金		235,287	1,143	236,430
	1 他会計繰入金	200,287	1,143	201,430
補正されなかつた款項にかかる分		63,084		63,084
歳入合計		2,488,778	126,599	2,615,377

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,088	2,190	37,278
	1 総務管理費	33,579	2,190	35,769
2 保険給付費		1,740,062	127,257	1,867,319
	1 療養諸費	1,509,746	99,868	1,609,614

(単位：千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金	2 高額療養費		221,113	27,389	248,502
			65,684	△2,848	62,836
1 債還金及び還付加算金			16,187	629	16,816
	5 基金費		39,436	△3,477	35,959
補正されなかつた款項にかかる分			647,944		647,944
歳出合計			2,488,778	126,599	2,615,377

1. 総括表  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	433,457	△4,786	428,671
3 国庫支出金	80	45	125
4 県支出金	1,756,870	130,197	1,887,067
6 繰入金	235,287	1,143	236,430
補正されなかつた款項にかかる分	63,084		63,084
歳入合計	2,488,778	126,599	2,615,377

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		内訳	
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源
1 総務費	35,088	2,190	37,278	45			2,145
2 保険給付費	1,740,062	127,257	1,867,319	127,257			
6 諸支出金	65,684	△2,848	62,836				△2,848
補正されなかつた款項にかかる分	647,944		647,944	937			△937
歳出合計	2,488,778	126,599	2,615,377	128,239			△1,640

## 1. 岁 入

## 国民健康保険税

款 項	目	補 正 前 の 領 業	補 正 領 業	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1	国民健康保険税	千円 433,457	千円 $\triangle 4,786$	千円 428,671			千円
1	国民健康保険税	433,457	$\triangle 4,786$	428,671			
1	一般被保険者国民健康保険税	433,421	$\triangle 4,786$	428,635			
					1 医療給付費分現 年課税分	$\triangle 759$	278, 770 - 279, 529
					2 後期高齢者支援 金現年課税分	$\triangle 2,959$	98, 876 - 101, 835
					3 介護納付金分現 年課税分	$\triangle 1,068$	32, 848 - 33, 916
3	国庫支出金	80	45	125			
1	国庫補助金	80	45	125			
	9 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		45	45			
					1 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		45 45 - 0
4	県支出金	1,756,870	130,197	1,887,067			

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1 県負担金・補助金		千円 1,754,370	千円 130,197	千円 1,884,567		千円	
1 保険給付費等交付金		1,754,370	130,197	1,884,567			
					1 保険給付費等交付金(普通交付金)	127,257	1, 857, 495-1, 730, 238
					2 保険給付費等交付金(特別交付金)	2,940	△142 5, 741-5, 883 その他特別事情分 13, 252-11, 107 国保ヘルスアップ事業 2, 801-1, 618 特定健診等負担金 4, 550-4, 796
6 繰入金		235,287	1,143	236,430			
1 他会計繰入金		200,287	1,143	201,430			
1 一般会計繰入金		200,287	1,143	201,430			
					1 保険基盤安定繰入金	1,143	1,104 1,27, 053-125, 949 未就学児均等割保険税繰入金 1, 168-1, 160 産前産後保険税繰入金 31-0
	歳入合計	2,488,778	126,599	2,615,377			

2. 歳出

総務費

款項	目	補の正額	前補額	計	補正額の財源			金額	説明
					国県支出金	地方債	その他の		
1	総務費	千円 35,088	千円 2,190	千円 37,278	千円 45	千円 2,145		千円 2,145	
1	総務管理費	33,579	2,190	35,769	45			2,145	
	1 一般管理費	29,090	2,190	31,280	45			2,145	
								10 需用費	45 印刷製本費
2	保険給付費	1,740,062	127,257	1,867,319	127,257			12 委託料	2,145 国保システム改修委託料
1	療養諸費	1,509,746	99,868	1,609,614	99,868				
	1 一般被保険者療養給付費	1,480,132	99,868	1,580,000	99,868				
								18 負担金、補助及び交付金	99,868 一般療養給付費
2	高額療養費	221,113	27,389	248,502	27,389				
	1 一般被保険者高額療養費	220,611	27,389	248,000	27,389				

## 保険給付費

補正第3号

款項	目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					特	定	財	源		
		千円	千円	千円	国県支出金	地方債	その他の	千円	区分	金額
5	保健事業費	22,665		22,665	937			△937		
1	保健事業費	6,811		6,811	1,183			△1,183		
1	保健事業費	6,811		6,811	1,183			△1,183		
2	特定健康診査等事業費	15,854		15,854	△246			246		
1	特定健康診査等事業費	15,854		15,854	△246			246		
6	諸支出金	65,684	△2,848	62,836				△2,848		
1	償還金及び 還付加算金	16,187	629	16,816				629		
3	償還金	12,385	629	13,014				629		
5	基金費	39,436	△3,477	35,959				22	償還金、利子及び割引料	629 保険給付費等交付金返還金
								△3,477		

款項	目	補正前額	計	補正額の財源内訳			説明
				特	定	財	
				国県支出金	地方債	その他の	
	1 国民健康保 険事業基 金費	千円 39,436	千円 $\Delta 3,477$	千円 35,959	千円	千円 $\Delta 3,477$	千円 $\Delta 3,477$
	歳出合計	2,488,778	126,599	2,615,377	128,239		△1,640

議案第 122 号

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度かつらぎ町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ13,351千円を追加し、歳入歳出それぞれ632,654千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月1日提出

かつらぎ町長 中阪雅則

提案理由

後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金等を予算措置いたしたい。

歳 入 歳 出 予 算 準 正 ( 第 3 号 )

第1表(歳入)

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1	後期高齢者医療保険料		211,939	1,572	213,511
	1 後期高齢者医療保険料		211,939	1,572	213,511
3	繰入金		381,421	△405	381,016
	1 一般会計繰入金		381,421	△405	381,016
5	諸収入		687	12,184	12,871
	2 雑入		685	12,184	12,869
	補正されなかつた款項にかかる分		25,256		25,256
1	歳入合計		619,303	13,351	632,654
(歳出)					
款		項	補正前の額	補正額	計
2	後期高齢者医療広域連合納付金		582,381	1,167	583,548
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		582,381	1,167	583,548
3	諸支出金		20,764	12,184	32,948
	2 繰出金		20,581	12,184	32,765
	補正されなかつた款項にかかる分		16,158		16,158
1	歳出合計		619,303	13,351	632,654

1. 総括表  
歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

(単位:千円)

(歳入)		補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		211,939		1,572 213,511
3 繰入金		381,421		△405 381,016
5 収入		687		12,184 12,871
補正されなかつた款項にかかる分		25,256		25,256
歳入合計		619,303		13,351 632,654

(歳出)

(歳出)		補正前の額	補正額	財源	内訳
		計	特定期	地方債	その他
- 1	2 後期高齢者医療広域連合納付金	582,381	1,167	583,548	
- 2	3 諸支出金	20,764	12,184	32,948	
	補正されなかつた款項にかかる分	16,158		16,158	
歳出合計		619,303	13,351	632,654	
					13,351

1. 歳 入  
後期高齢者医療保険料

款項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	後期高齢者医療保険料	千円 211,939	千円 1,572	千円 213,511			千円
1	後期高齢者医療保険料	211,939	1,572	213,511			
1	後期高齢者医療保険料	211,939	1,572	213,511			
					1 現年度分	1,572	普通徴収保険料
3	繰入金	381,421	△405	381,016			
1	一般会計繰入金	381,421	△405	381,016			
1	一般会計繰入金	381,421	△405	381,016			
				1 保険基盤安定繰入金		△405	80,049-80,454
5	諸収入	687	12,184	12,871			
2	雑入	685	12,184	12,869			
1	雑入	685	12,184	12,869			
				1 雜入	12,184	後期高齢者医療広域連合療養給付費精算金	
	歳入合計	619,303	13,351	632,654			

出歲

後期高齡者更應廣泛地進行定期檢查。

補正第3号

款項	目	補正額の前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
					国庫支出金	特定地方債	その他の財源	一般財源		
2 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	582,381	千円	1,167	583,548	千円	千円	1,167	千円	千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	582,381	千円	1,167	583,548	千円	千円	1,167	千円	千円
1 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	582,381	千円	1,167	583,548	千円	千円	1,167	千円	千円
3 諸支出金	諸支出金	20,764	千円	12,184	32,948	千円	千円	12,184	千円	千円
2 繰出金	繰出金	20,581	千円	12,184	32,765	千円	千円	12,184	千円	千円
1 一般会計繰出金	一般会計繰出金	20,581	千円	12,184	32,765	千円	千円	12,184	千円	千円
									27 繰出金	12,184
	歳出合計	619,303	千円	13,351	632,654	千円	千円	13,351		

議案第 123 号

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度かつらぎ町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次のとおりとする。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,100 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,832,826 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

提案理由

介護保険制度改革に伴うシステム改修費用等を予算措置いたしたい。

歳入歳出予算補正(第3号)

(歳入)  
第1表

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金			701,078	550	701,628
	2 国庫補助金		261,909	550	262,459
7 漢入金			469,206	550	469,756
	1 一般会計繰入金		435,406	550	435,956
補正されなかつた款項にかかる分			1,661,442		1,661,442
歳入合計			2,831,726	1,100	2,832,826

(単位:千円)

款		項	補正前の額	補正額	計
1 総務費			66,220	1,100	67,320
	1 総務管理費		46,445	1,100	47,545
4 諸支出金			122,490	17	122,507
	3 繰出金		25,514	17	25,531
5 予備費			24,933	△17	24,916
	1 予備費		24,933	△17	24,916
補正されなかつた款項にかかる分			2,618,083		2,618,083
歳出合計			2,831,726	1,100	2,832,826

## 1. 総括表

(歳入)

## 歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

(単位:千円)

款		補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		701,078	550	701,628
7 繰入金		469,206	550	469,756
補正されなかつた款項にかかる分		1,661,442		1,661,442
歳入合計		2,831,726	1,100	2,832,826

(歳出)

款		補正前の額	補正額	計	補正額の財源	内訳
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1 総務費	66,220	1,100	67,320	550		550
4 諸支出金	122,490	17	122,507			17
5 予備費	24,933	△17	24,916			△17
補正されなかつた款項にかかる分	2,618,083		2,618,083			
歳出合計	2,831,726	1,100	2,832,826	550		550

## 1. 歳 入

国庫支出金

款 項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		千円 701,078	千円 550	千円 701,628		千円	
2 国庫補助金		261,909	550	262,459			
7 介護保険事業費 国庫補助金			550	550			
7 繼 入 金		469,206	550	469,756			
1 一般会計繰入金		435,406	550	435,956			
6 その他一般会計 繰入金		66,126	550	66,676			
					1 職員給与費等繰 入金		550 6 6 , 6 7 6 - 6 6 , 1 2 6
	歳 入 合 計	2,831,726		1,100	2,832,826		

出歲

卷之三

三号 第三正補



